

令和5年4月17日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095 - 894 - 3027
担当者名	大浦・池田

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 青木あすなる建設 株式会社
許可番号 大臣許可 第002843号
所 在 地 東京都千代田区神田美土代町1

2. 指名停止の期間

令和5年4月18日から令和5年5月17日まで(1ヶ月)

3. 指名停止の理由

青木あすなる建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水管工事において、変更契約を行う際に、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約をした。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から営業停止の監督処分を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当